

事務総局会議（第13回）議事録

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和4年5月10日（火）午前10時00分～午前10時40分 |
| 場所 | 総局会議室 |
| 出席者 | 中村事務総長、川瀬総務局第二課長、徳岡人事局長、氏本経理局長、荒谷行政局第一課長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官、福島人事局総務課長 |
| 議事 | <p>1 令和4年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 刑事鑑定研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第2）</p> <p>3 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第3）</p> <p>4 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第4）</p> <p>5 法廷通訳に関する研修の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第5）</p> <p>6 保護観察に関する連絡協議会の開催について 吉崎刑事局長説明（資料第6）</p> |
| 結果 | ◎了承 1、2、3、4、5、6 |

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第1
(5月10日開催)

令和4年度外国出張計画

国際会議

合計1人

国際最高行政裁判所協会（IASAJ）総会（ベルギー、約6日間）【行政局】

裁判官1人

(令和4.5.10刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 令和4年6月から令和5年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等 |
| 4 実施事項 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題 |
| 5 参加者 | (1) 学識経験者 法科学、精神医学、薬理学、心理学、分子生物学等を専攻する 大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人 (2) 裁判所側 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官、裁判所書記官等 各地方裁判所の定める人数 |

(令和4. 5. 10 刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和4年9月から令和5年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関する考慮すべき事項
- 5 協議員 (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
(2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者
各地方裁判所の定める人数

(令和4.5.10 刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- | | |
|--------|--|
| 1 主催 | 各高等裁判所 |
| 2 期日 | 令和4年6月から令和5年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各高等裁判所 |
| 4 実施事項 | 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 |
| 5 参加者 | (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員 各高等裁判所の定める人数 (2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度 |

(令和4.5.10刑事局・民事局・行政局・家庭局)

法廷通訳に関する研修の開催について

| 名称 | 主 催 実施庁 | 期 日 | 実施事項 対象言語 | 受講者 |
|----------------------|--|--------------------------------|--|---|
| ① 法廷通訳基礎研修 | 【主催・実施庁】 各地裁 | 令和4年6月 から 令和5年3月 の1日間 | 裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語、大阪2言 語) | 通訳人候補者名簿に登録される ことを希望し、かつ、通訳人と しての適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者名簿 に登録されている候補者のうち 法廷通訳の経験がない又は少な い者 【受講者】 各地裁で決定 |
| ② 法廷通訳セミナー | 【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁 | 令和4年6月 から 令和5年3月 の2日間 | 裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習、通訳を要する裁判 員裁判の模擬裁判のDV D視聴、座談会等 【言語】 各2言語 (札幌、高松各1言語) | 自白事件の法廷通訳であれば難 なく担当することができる者で あって、それほど複雑困難でな い否認事件（裁判員裁判を含 む）及びそれと同程度の通訳能 力を要する事件の法廷通訳を担 当するために実践的な知識及び 技能を取得してもらう必要のあ る者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人) |
| ③ 法廷通訳フォローアップセミナー | 【主催】 全高裁（共催） 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁 | 令和4年6月 から 令和5年3月 の2日間 | 複雑困難な否認事件及び それと同程度の通訳能力 を要する事件に対応する ための法的知識や法制度 等についての講義、模擬 通訳実習、座談会等 【言語】 各3言語 | ある程度通訳の経験を積んでい る者であって、複雑困難な否認 事件及びそれと同程度の通訳能 力を要する事件の法廷通訳を担 当するために実践的な知識及び 技能を取得してもらう必要があ る者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人) |

(令和4.5.10刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 | 期日 | 令和4年6月から令和5年3月までの間の半日 |
| 3 | 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 | 協議事項 | (1) 保護観察の実情について (2) その他 |
| 5 | 協議員 | (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官 各地方裁判所の定める人数 (2) 主催庁に対応する保護観察所の職員 各地方裁判所の定める人数 |

なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。

事務総局会議（第14回）議事録

| | |
|-----|---|
| 日時 | 令和4年5月17日（火）午前10時00分～午前10時30分 |
| 場所 | 総局会議室 |
| 出席者 | 中村事務総長、石井総務局第一課長、福島人事局総務課長、氏本経理局長、橋爪民事局総括参事官、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官 |
| 議事 | <p>1 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程について 石井総務局第一課長説明（資料第1）</p> <p>2 民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について 橋爪民事局総括参事官説明（資料第2）</p> |
| 結果 | ◎ 裁判官会議付議 1、2 |

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第1
(5月17日開催)

(令和4. 5. 17 総務局)

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改
正する規程について

(配布資料目録)

- 1 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程案
- 2 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程の理由案
- 3 民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照
条文

(令和四・五・七総三印)

最高裁判所規程第 号

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程

(民事事件記録符号規程の一部改正)

第一条 民事事件記録符号規程(平成十三年最高裁判所規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件

シ」を「罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件
発信者情報開示命令事件

チ」に改める。

(事件記録等保存規程の一部改正)

第二条 事件記録等保存規程(昭和三十九年最高裁判所規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中二十七の項を二十八の項とし、十一の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十の項の

次に次のように加える。

| | |
|---------|--|
| 十 事件 | 五年 終局決定の原本（申立てを不 適法として却下するもの及び 異議の訴えのあつたものを除 く。） |
| 和解調書 | 三十年 |

附 則

この規程は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

理由

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の施行に伴い、民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係—民事事件記録符号規程（平成十三年最高裁判所規程第一号）

新

旧

別表

地方裁判所

（略）

別表

地方裁判所

（同上）

罹災都市借地借家臨時処理事件及び接
收不動産に関する借地借家臨時処理事

件

罹災都市借地借家臨時処理事件及び接
收不動産に関する借地借家臨時処理事

件

発信者情報開示命令事件

シ

（新設）

シ

(略)

(手面)

第二条 関係一事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

| 事件の種類 | 記録の保存期間 | 事件書類の保存期間 | 発信者情報開示命令事件 | | 五年 | 終局決定の原本 |
|-------|---------|-----------|-------------|-----|------|-----------------------------|
| | | | (略) | (略) | | |
| 十八 | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | 法として却下するもの及び異議の訴えのあつたものを除く。 |
| 十七 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| 十六 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| 十五 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| 十四 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| 十三 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| 十二 | （略） | （略） | （略） | （略） | 三十年 | 三十一年 |
| | | | | | 和解調書 | 三十一年 |

新

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

| 事件の種類 | 記録の保存期間 | 事件書類の保存期間 |
|-------|---------|-----------|
| (新設) | (同上) | -- |
| (同上) | (同上) | -- |

四

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|--------|--------|----|-----|
| 八 | 二 十 | 七 | 二 十 | 六 | 二 十 | 五 | 二 十 | 四 | 二 十 | 三 | 二 十 | 二 | 二 十 | 一 | 二 十 | 二 十 | 二 十 | 十九 | (略) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (略) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|---|--------|----|----|------|------|------|------|
| 七 | 二 十 | 六 | 二 十 | 五 | 二 十 | 四 | 二 十 | 三 | 二 十 | 二 | 二 十 | 一 | 二 十 | 十九 | 十八 | (同上) | (同上) | (同上) | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (同上) |

事務総局会議資料第2
(5月17日開催)

(令和4.5.17民一印)

議決事項案（民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所について）

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いてする民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続における申立てその他の申述を取り扱う裁判所は、次に掲げるものとする。

- | 裁判所 | 効力を生ずる日 |
|-------------|-----------|
| 1 知的財産高等裁判所 | 令和4年6月28日 |
| 2 東京地方裁判所 | 令和4年6月28日 |
| 3 大阪地方裁判所 | 令和4年6月28日 |

事務総局会議（第15回）議事録

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和4年5月24日（火）午前10時00分～午前10時10分 |
| 場所 | 総局会議室 |
| 出席者 | 中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、戸苑家庭局第一課長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官 |
| 議事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 常置委員について 板津秘書課長説明（資料第1） 2 人事管理協議会の開催について 徳岡人事局長説明（資料第2） 3 民事規則制定諮問委員会に対する民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定の諮問について 門田民事局長説明（資料第3） |
| 結果 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 1、3 ◎ 了承 2 |

秘書課長 板津正道

【配布資料】

(令和4. 5. 24秘書印)

常置委員

令和4年6月1日から同年7月20日まで及び同年8月31日から同年12月31日までの常置委員を次のとおりとする。

| | | |
|-------|------|-----|
| 第一小法廷 | 安浪亮介 | 裁判官 |
| 第二小法廷 | 草野耕一 | 裁判官 |
| 第三小法廷 | 長嶺安政 | 裁判官 |

(令和4. 5. 24人職印)

人事管理協議会の開催

- 1 主催（共催） 庁 東京、大阪（広島）、名古屋（高松）、福岡、札幌（仙台）高等裁判所
- 2 期 日 令和4年9月中の1日
- 3 開 催 方 法 ウェブ会議を用いて、各高等裁判所並びに各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所と最高裁判所を接続する方法により開催する。
- 4 協 議 事 項 人事管理上の諸問題
- 5 協 議 員 各高等裁判所の事務局次長及び人事課長並びに各地方裁判所及び各家庭裁判所の事務局次長

事務総局会議資料第3
(5月24日開催)

(令和4.5.24民一印)

民事規則制定諮問委員会に対する民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定の諮問について

<配付資料目録>

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

(令和4. 5. 24 民一印)

民事規則制定諮問委員会諮問事項（案）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第●号。ただし、同法附則第1条ただし書第2号から第4号までに掲げる規定に限る。）の施行に伴う民事訴訟規則の一部を改正する規則の制定について

事務総局会議（第16回）議事録

| | |
|-----|--|
| 日時 | 令和4年5月31日（火）午前10時00分～午前10時25分 |
| 場所 | 総局会議室 |
| 出席者 | 中村事務総長、小野寺総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、吉崎刑事局長、手嶋家庭局長、板津秘書課長兼広報課長、染谷審議官兼情報政策課長、後藤審議官 |
| 議事 | <p>1 令和4年度外国出張計画について 板津秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」の一部改正及び「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部改正について 板津秘書課長説明（資料第2）</p> <p>3 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について 小野寺総務局長説明（資料第3）</p> |
| 結果 | <p>◎ 裁判官会議付議 2、3</p> <p>◎ 了承 1</p> |

秘書課長 板津正道

事務総局会議資料第1
(5月31日開催)

令和4年度外国出張計画

1 判事補海外留学研究（1年） 合計1人

米国×1 裁判官1人

2 国際会議 合計1人

国際司法研修協会（I O J T）第10回総会（カナダ、約1週間）

【司法研修所】

裁判官1人

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」の一部改正及び「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部改正に関する議決事項案

- 1 「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」（以下「情報公開要綱」という。）及び「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」（以下「委員会要綱」という。）を資料目録記載の改正案のとおり改正する。
- 2 改正後の情報公開要綱及び委員会要綱に基づき最高裁判所が行うべき事務の実施に関する権限及び改正後の情報公開要綱に「最高裁判所が定める」ととされている事項についてその内容を定める権限を、従前同様、いずれも事務総長に委任する。

以上

(令和4. 6. 8 秘書課)

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱
要綱」の一部改正及び「情報公開・個人情報保護審査委員会
要綱」の一部改正について

(配布資料目録)

- 1 「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」の一部改
正（案）
- 2 1の新旧対照条文
- 3 「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部改正（案）
- 4 3の新旧対照条文

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱
要綱」の一部改正について

- 1 記第 1 に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

 - 1 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 2 最高裁判所図書館が収集した図書館資料
- 2 記第 9 の 2 中「1」の次に「の定め」を加え、「書面で」を「適宜の方法により」に改める。
- 3 記第 10 の 1 を次のように改める。
 - 1 司法行政文書の開示は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、聴取、視聴その他の最高裁判所が定める方法により行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。
- 4 記第 10 の 3 を次のように改める。
 - (1) 司法行政文書の開示を受ける者に対しては、その求める開示の実施方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求め、当該書面の提出があった場合には開示の実施を行う。ただし、当該書面の提出が、正当な理由がないのに、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から 30 日を経過した後にされた場合は、この限りでない。
 - (2) 開示の実施（文書又は図画の閲覧の方法による場合及び電磁的記録の閲覧、聴取又は視聴の方法による場合を除く。）は、司法行政文書の開示を受ける者が、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所が定める額の手数料を納付した場合に行うものとする。
- 5 記第 11 の 1 中「ときは」を「場合には」に改め、同(1)及び(2)以外の部分に次

のただし書を加える。

ただし、当該苦情の申出が、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月を経過した後にされた場合（原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合その他正当な理由があると認める場合を除く。）は、この限りでない。

6 記第11の2を削り、同3を同2とし、同4の(2)中「(1)」の次に「の定め」を加え、同4を同3とし、同3の次に次のように加える。

4(1) 最高裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、3の定めにかかわらず、委員会に諮問することを要しない。

ア 当該苦情の申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合
イ 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る司法行政文書について全部を開示することが相当であると判断した場合（第9の1の定めにより意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されているときを除く。）

(2) 申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合又は1の(1)若しくは(2)の苦情の申出に該当しないことが明らかである場合には、最高裁判所は、当該申出をした者に対し、1の判断をしない旨を書面で通知する。

7 記第11の5を削り、同6中「4」を「3の定め」に改め、同6の(3)中「第9の1」の次に「の定め」を加え、同6を同5とし、同7の(2)中「により」を「に定める」に改め、同7を同6とし、同8中「4」を「3の定め」に改め、同8を同7とし、同9中「6の(1)」を「5の(1)」に改め、同9を同8とし、同10中「6の(1)」を「5の(1)」に、「7の(2)」を「6の(2)の定め」に改め、同10を同9とし、同11中「6の(1)」を「5の(1)」に、「7の(2)」を「6の(2)の定め」に改め、同11を同10とし、同12中「6の(1)」を「5の(1)」に、「7の(2)」を「6の(2)の定め」に改め、同12を同11とし、同13中「9から12までの」を「8から11までに定める」に改め、同13を同12とし、同14を同13とし、同15を同14とする。

付 記

- 1 この改正は、令和4年7月1日から実施する。
- 2 この改正による改正後の平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第1、第9及び第10の定めは、この改正の実施の日以後にされた司法行政文書の開示の申出について適用し、同日前にされた司法行政文書の開示の申出については、なお従前の例による。

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|--|
| 第1 定義 この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第10の1において同じ。）であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。 <u>ただし、次に掲げるものを除く</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</u> <u>2 最高裁判所図書館が収集した図書館資料</u> | 第1 定義 この取扱要綱において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第10の1において同じ。）であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。 |
| 第2～第8 (略) | 第2～第8 (略) |
| 第9 第三者に対する意見聴取 <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>1の定めにより意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を適宜の方法により通知するものとする。</u> | 第9 第三者に対する意見聴取 <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>1により意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面で通知するものとする。</u> |
| 第10 開示の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 司法行政文書の開示は、文書及び図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については<u>閲覧、聴取、視聴</u>その他の最高裁判所が定める方法により行う。ただし、文書又は図画の | 第10 開示の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 司法行政文書の開示は、文書及び図画については、<u>これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で贈写をさせることにより、電磁的記録については、裁判所が保有するプロ</u> |

閲覧の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

2 (略)

3(1) 司法行政文書の開示を受ける者に対する開示の実施方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求め、当該書面の提出があった場合には開示の実施を行う。ただし、当該書面の提出が、正当な理由がないのに、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から30日を経過した後にされた場合は、この限りでない。

(2) 開示の実施（文書又は図画の閲覧の方法による場合及び電磁的記録の閲覧、聴取又は視聴の方法による場合を除く。）は、司法行政文書の開示を受ける者が、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所が定める額の手数料を納付した場合に行うものとする。

第11 苦情の申出がされた場合

1 最高裁判所に次のいずれかに該当する苦情の申出がされた場合には、最高裁判所は、開示の申出を受けた裁判所がした判断（以下「原判断」という。）の当否について判断する。ただし、当該苦情の申出が、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月を経過した後にされた場合（原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合その他正当な理由があると認める場合

グラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）により用紙に出力したもののが閲覧をさせ、若しくは写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせ、又は裁判所が保有する専用機器により再生したもののが閲覧、聴取、若しくは視聴をさせることにより、これを行う。ただし、文書又は図画の閲覧及び謄写の方法による場合において、当該文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。

2 (略)

3 開示の実施は、司法行政文書を開示する旨の通知を発した日から原則として30日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生じるおそれがあると認めるとき、又は第9の2により開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置いたときは、この限りでない。

第11 苦情の申出がされた場合

1 最高裁判所に次のいずれかに該当する苦情の申出がされたときは、最高裁判所は、開示の申出を受けた裁判所がした判断（以下「原判断」という。）の当否について判断する。

を除く)は、この限りでない。

(1)～(2) (略)

(削除)

2 (略)

3(1) (略)

(2) (1)の定めによる諮問は、当該苦情の申出がされた日から原則として30日以内に行うものとする。

4(1) 最高裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、3の定めにかかわらず、委員会に諮問することを要しない。

ア 当該苦情の申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合
イ 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る司法行政文書について全部を開示することが相当であると判断した場合(第9の1の定めにより意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されているときを除く。)

(2) 申出が、1のただし書に定める場合に該当する場合又は1の(1)若しくは(2)の苦情の申出に該当しないことが明らかである場合には、最高裁判所は、当該申出をした者に対し、1の判断をしない旨を書面で通知する。

5 3の定めにより委員会に諮問したときは、最高裁判所は、その旨を次に掲げる者に対し通知する。

(1)～(2) (略)

(3) 第9の1の定めにより意見を求める

(1)～(2) (略)

2(1) 1の(1)及び2)の苦情の申出は、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならぬものとする。ただし、原判断の通知が到達しなかつたことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(2) (1)のただし書の場合における1の(1)及び(2)の苦情の申出は、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から1年以内に行わなければならないものとする。

3 (略)

4(1) (略)

(2) (1)による諮問は、当該苦情の申出がされた日から原則として30日以内に行うものとする。

5 最高裁判所は、1の(1)の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る司法行政文書について全部を開示することが相当であると判断したときは、4にかかわらず、委員会に諮問することを要しない。ただし、第9の1により意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されているときを除く。

6 4により委員会に諮問したときは、最高裁判所は、その旨を次に掲げる者に対し通知する。

(1)～(2) (略)

(3) 第9の1により意見を求められ、

られ、開示の申出があった司法行政文書の開示に反対する意見を提出した第三者（当該第三者が苦情申出人である場合を除く。）

6(1) （略）

(2) 最高裁判所は、1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、第三者に対し、第9の1に定める意見を求めることができる。

7 最高裁判所は、委員会から3の定めによる諮問に対する答申を受けたときは、当該答申を尊重して1の判断を行う。

8 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を5の(1)及び(3)に掲げる者に対し通知する。

9 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1) 開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を5の(1)及び(3)に掲げる者並びに6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、開示申出人に對し、第8の1又は2の通知を行うとともに、苦情の申出に係る司法行政文書のうち、開示することが相当であると判断した部分を開示するものとする。

(2) 開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応
ア 最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を5の(1)及び(3)に掲げる者並びに6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ （略）

開示の申出があった司法行政文書の開示に反対する意見を提出した第三者（当該第三者が苦情申出人である場合を除く。）

7(1) （略）

(2) 最高裁判所は、1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、第三者に対し、第9の1により意見を求めることができる。

8 最高裁判所は、委員会から4による諮問に対する答申を受けたときは、当該答申を尊重して1の判断を行う。

9 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を6の(1)及び(3)に掲げる者に対し通知する。

10 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1) 開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を6の(1)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、開示申出人に對し、第8の1又は2の通知を行うとともに、苦情の申出に係る司法行政文書のうち、開示することが相当であると判断した部分を開示するものとする。

(2) 開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応
ア 最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を6の(1)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ （略）

10 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を5の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1)～(2) (略)

11 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1) 開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を5の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に通知した上で、開示申出人に対し、第8の2の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。

(2) 開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応
ア 最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を5の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ (略)

12 8から11までに定める対応は、委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

13 (略)

14 (略)

11 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知した上で、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1)～(2) (略)

12 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。

(1) 開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に通知した上で、開示申出人に対し、第8の2の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。

(2) 開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応
ア 最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。

イ (略)

13 9から12までの対応は、委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。

14 (略)

15 (略)

付 記

- | | |
|---|--|
| <p>1 この改正は、令和4年7月1日から実施する。</p> <p>2 この改正による改正後の平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第1、第9及び第10の定めは、この改正の実施の日以後にされた司法行政文書の開示の申出について適用し、同日前にされた司法行政文書の開示の申出については、なお従前の例による。</p> | |
|---|--|

「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の一部改正について

- 1 第1の1中「記第11の4による」を「記第11の3の定めによる」に改め、同2中「記第8の4による」を「記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の3の定めに準じて行う」に改める。
- 2 第6の1の(2)中「記第1の4」を「記第1の8」に改め、同3を次のように改める。
 - 3 1及び2に定めるもののほか、委員会は、苦情の申出に関し、情報公開要綱記第11の5の(1)から(3)までに掲げる者（保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の5の定めに準じて通知する場合の同5の(1)から(3)までに掲げる者に準ずる者を含む。）、情報公開要綱記第11の6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の6の(2)の定めに準じて意見を求められた第三者を含み、開示に反対する意見を提出した者に限る。）（以下これらの者を「苦情申出人等」という。）又は最高裁判所に意見書又は資料の提出を求めるこことその他必要な調査をすることができる。
 - 3 第6の3の次に次のように加える。
- 4 委員会は、1から3までに定めるもののほか、苦情申出人等又は最高裁判所が提出した意見書又は資料を審議に用いることができる。
- 4 第8中「及び情報公開要綱記第11の7の(2)又は保有個人情報要綱記第8の7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）」を削る。
- 5 第9の次に次のように加える。

第10 雜則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

付 記

この改正は、令和4年7月1日から実施する。

「情報公開・個人情報保護審査委員会要綱」の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第1 設置</p> <p>次に掲げる諮問に応じ、苦情の申出について調査審議するため、最高裁判所に、情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>1 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「情報公開要綱」という。）記<u>第11の3の定め</u>による諮問</p> <p>2 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「保有個人情報要綱」という。）記<u>第8の2の定め</u>により情報公開要綱記<u>第11の3の定め</u>に準じて行う諮問</p> | <p>第1 設置</p> <p>次に掲げる諮問に応じ、苦情の申出について調査審議するため、最高裁判所に、情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>1 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「情報公開要綱」という。）記<u>第11の4による</u>諮問</p> <p>2 裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「保有個人情報要綱」という。）記<u>第8の4による</u>諮問</p> |
| 第2～第5 （略） | 第2～第5 （略） |
| <p>第6 委員会の調査方法</p> <p>1 委員会は、必要があると認めるときは、最高裁判所に対し、次に掲げるものの提示を求めることができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 保有個人情報要綱記第8の1の苦情の申出に係る保有個人情報（保有個人情報要綱記第1の<u>8</u>に定める保有個人情報をいう。2において同じ。）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 1及び2に定めるものほか、委員会は、苦情の申出に関し、情報公開要綱記第11の<u>5</u>の(1)から(3)までに掲げる者（保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の5の定めに準じて通知する場合の同5の(1)から(3)までに掲げる者に準ずる者を含む。）、情報公開要綱記第11の6の(2)の定めにより意見を求められた第三者（保有個人情報要綱記第8の2の定めにより情報公開要綱記第11の6の(2)の定めに準じて意見を求められた第三者を含み、開示に反対する意見を提出した者に限る。）（以下これらの者を「苦情申出</p> | <p>第6 委員会の調査方法</p> <p>1 委員会は、必要があると認めるときは、最高裁判所に対し、次に掲げるものの提示を求めることができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 保有個人情報要綱記第8の1の苦情の申出に係る保有個人情報（保有個人情報要綱記第1の<u>4</u>に定める保有個人情報をいう。2において同じ。）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 1及び2に定めるものほか、委員会は、苦情の申出に関し、情報公開要綱記第11の<u>6</u>の(1)から(3)まで若しくは保有個人情報要綱記第8の6の(1)から(3)までに掲げる者（第8において「苦情申出人等」という。）又は最高裁判所に意見書又は資料の提出を求めるこその他必要な調査をることができる。</p> |

人等」という。) 又は最高裁判所に意見書又は資料の提出を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

4 委員会は、1から3までに定めるもの
のほか、苦情申出人等又は最高裁判所が
提出した意見書又は資料を審議に用い
ることができる。

第7 (略)

第8 答申書の送付等

委員会は、第1に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを苦情申出人等に送付するとともに、答申の内容を適宜の方法で公表するものとする。

第9 (略)

第10 雜則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

付記

この改正は、令和4年7月1日から実施する。

(新設)

第7 (略)

第8 答申書の送付等

委員会は、第1に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを苦情申出人等及び情報公開要綱記第11の7の(2)又は保有個人情報要綱記第8の7の(2)により意見を求められた第三者(開示に反対する意見を提出した者に限る。)に送付するとともに、答申の内容を適宜の方法で公表するものとする。

第9 (略)

(新設)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱
要綱」改正案及びこれに関する議決事項案

- 1 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」を資料目録1記載の改正案のとおり改正する。
- 2 改正後の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「保有個人情報要綱」という。）に基づき最高裁判所が行うべき事務の実施に関する権限及び保有個人情報要綱に「最高裁判所が定める」又は「別に定める」とこととされている事項について、その内容を定める権限を、従前同様、いずれも事務総長に委任する。

以上

(令和4. 5. 31 総一印)

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱
要綱」の一部改正について

(資料目録)

- 1 「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正(案)
- 2 新旧対照条文

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の一部改正について

- 1 記第1の8のただし書中「取扱要綱」の次に「（以下「情報公開要綱」という。）」を加える。
- 2 記第4の7の(2)中「(1)」の次に「の定め」を加え、「書面で」を「適宜の方法により」に改め、同8の(1)を次のように改める。
 - (1) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは閲覧、聴取、視聴その他の最高裁判所が定める方法により行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。
- 3 記第4の8の(3)を次のように改める。
 - (3)ア 保有個人情報の開示を受ける者に対しては、その求める開示の実施方法その他の必要な事項を記載した書面の提出を求め、当該書面の提出があった場合には開示の実施を行う。ただし、当該書面の提出が、正当な理由がないのに、保有個人情報の開示をする旨の通知を発した日から30日を経過した後にされた場合は、この限りでない。
 - イ 開示の実施（文書又は図画の閲覧の方法による場合及び電磁的記録の閲覧、聴取又は視聴の方法による場合を除く。）は、保有個人情報の開示を受ける者が、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所が定める額の手数料を納付した場合に行うものとする。
- 4 記第5の1の(2)を削り、同(1)に次のただし書を加え、同(1)の見出し記号を削る。ただし、当該訂正の申出が保有個人情報の開示を受けた日（文書の写しを郵送する方法により開示の実施を行う場合は、当該写しを発した日）から90日を経過した後にされた場合は、この限りでない。

- 5 記第6の1の(2)を次のように改める。
 - (2) 第5の1のただし書の定めは、利用停止について準用する。
- 6 記第8の1中「（以下「原判断」という。）」を削り、同(1)中「（以下「開示等申出人」）」を削り、記第8の2を次のように改め、同3から15までを削る。
 - 2 苦情の申出がされた場合の手続は、1及び別に定めるもののほか、情報公開要綱記第11の定めに準じて行うものとする。

付 記

- 1 この改正は、令和4年7月1日から実施する。
- 2 この改正による改正後の平成27年7月1日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」記第4から第6までの定めは、この改正の実施の日以後にされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出について適用し、同日前にされた開示、訂正及び利用停止の申出については、なお従前の例による。

「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」の新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| 記 | 記 |
| 第1 定義 | 第1 定義 |
| 1～7 (略) | 1～7 (略) |
| 8 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」（以下「情報公開要綱」という。）記第1に定める司法行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。 | 8 この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているものをいう。ただし、司法行政文書（平成27年7月1日から実施の「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」記第1に定める司法行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。 |
| 9 (略) | 9 (略) |
| 第2～第3 (略) | 第2～第3 (略) |
| 第4 開示 | 第4 開示 |
| 1～6 (略) | 1～6 (略) |
| 7 第三者に対する意見聴取 | 7 第三者に対する意見聴取 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) (1)の定めにより意見を求められた第三者から当該保有個人情報の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を適宜の方法により通知するものとする。 | (2) (1)により意見を求められた第三者から当該保有個人情報の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示申出人に対し開示する旨の通知を発した日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとし、開示する旨の通知を発した後直ちに、当該意見を提出した第三者に対し、開示することとした旨及びその理由並びに開示を実施する日を画面で通知するものとする。 |
| 8 開示の実施 | 8 開示の実施 |
| (1) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは、閲覧、聴取、視聴その他の最高裁判所が定める方法により行う。ただし、文書又は図画の閲覧の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に | (1) 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは、 <u>これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせること</u> により、電磁的記録に記録されているときは、 <u>当該電磁的記録を裁判所が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう</u> |

| | |
|---|---|
| <p>支障を生じるおそれがあると認めるとき その他正当な理由があるときは、その写し により、これを行う。</p> | <p><u>組み合わされたものをいう。）により用紙</u> <u>に出力したものの閲覧をさせ、若しくは写</u> <u>しの交付を求める者に自らの費用で謄写</u> <u>をさせ、又は裁判所が保有する専用機器に</u> <u>より再生したものの閲覧、聴取若しくは視</u> <u>聴をさせることにより、これを行う。ただ</u> <u>し、文書又は図画の閲覧及び謄写の方法に</u> <u>による場合において、当該保有個人情報が記</u> <u>録されている文書又は図画の保存に支障</u> <u>を生じるおそれがあると認めるときその</u> <u>他正当な理由があるときは、その写しによ</u> <u>り、これを行う。</u></p> |
| <p>(2) (略)</p> | <p>(2) (略)</p> |
| <p>(3) <u>ア 保有個人情報の開示を受ける者に対</u> <u>しては、その求める開示の実施方法その</u> <u>他の必要な事項を記載した書面の提出</u> <u>を求め、当該書面の提出があった場合に</u> <u>は開示の実施を行う。ただし、当該書面</u> <u>の提出が、正当な理由がないのに、保有</u> <u>個人情報の開示をする旨の通知を発し</u> <u>た日から30日を経過した後にされた</u> <u>場合は、この限りでない。</u></p> | <p><u>3 開示の実施は、保有個人情報を開示する</u> <u>旨の通知を発した日から原則として30</u> <u>日以内に行うものとする。ただし、開示の</u> <u>準備により事務に支障を生じるおそれが</u> <u>あると認めるとき、又は7の(2)により開示</u> <u>申出人に対し開示する旨の通知を発した</u> <u>日と開示を実施する日との間に少なくとも</u> <u>2週間を置いた場合は、この限りでな</u> <u>い。</u></p> |
| <p><u>イ 開示の実施（文書又は図画の閲覧の方</u> <u>法による場合及び電磁的記録の閲覧、聴</u> <u>取又は視聴の方法による場合を除く。）</u> <u>は、保有個人情報の開示を受ける者が、</u> <u>最高裁判所の定めるところにより、最高</u> <u>裁判所が定める額の手数料を納付した</u> <u>場合に行うものとする。</u></p> | |
| <p>第5 訂正</p> | <p>第5 訂正</p> |
| <p>1 保有個人情報の訂正</p> | <p>1 保有個人情報の訂正</p> |
| <p>裁判所は、第4により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその代理人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該申出に係る保有個人情報を訂正するものとする。<u>ただし、当該訂正の申出が保有個人情報の開示を受けた日（文書の写しを郵送する方法により開示の実施を行う場合は、当該写しを発した日）から90日を経過した後にされた場合は、この限りでない。</u></p> | <p>(1) 裁判所は、第4により開示された保有個人情報について、当該保有個人情報の本人又はその代理人から、当該保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の申出があり、当該申出に理由があると認めるときは、当該申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該申出に係る保有個人情報を訂正するものとする。</p> |
| <p>[削除]</p> | <p>(2) (1)の申出は、保有個人情報の開示を受け</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2～4 (略)</p> <p>第6 利用停止</p> <p>1 保有個人情報の利用の停止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第5の1のただし書の定めは、利用停止について準用する。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 苦情の申出がされた場合</p> <p>1 最高裁判所に次のいずれかに該当する苦情の申出がされたときは、最高裁判所は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の申出を受けた裁判所がした判断の当否について判断する。</p> <p>(1) 開示等の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部を開示等をしない判断に対する開示等を申し出した者からの苦情の申出</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 苦情の申出がされた場合の手續は、1及び別に定めるものほか、<u>情報公開要綱記第11の定めに準じて行うものとする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> | <p><u>た日から3か月以内に行わなければならぬものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 利用停止</p> <p>1 保有個人情報の利用の停止等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(1)の申出は、保有個人情報の開示を受けた日から3か月以内に行わなければならぬものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 苦情の申出がされた場合</p> <p>1 最高裁判所に次のいずれかに該当する苦情の申出がされたときは、最高裁判所は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の申出を受けた裁判所がした判断（以下「原判断」という。）の当否について判断する。</p> <p>(1) 開示等の申出を受けた裁判所がした保有個人情報の全部又は一部を開示等をしない判断に対する開示等を申し出した者（以下「開示等申出人」）からの苦情の申出</p> <p>(2) (略)</p> <p>2(1) <u>1の(1)及び(2)の苦情の申出は、開示等申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならぬものとする。ただし、原判断の通知が到達しなかつたことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>(1)のただし書の場合における1の(1)及び(2)の苦情の申出は、開示等申出人に対し原判断の通知を発した日から1年以内に行わなければならないものとする。</u></p> <p>3 <u>開示の実施前に1の(2)の苦情の申出がされたときは、開示の申出を受けた裁判所は、最高裁判所が原判断の当否について判断するまでの間、開示を実施しないものとし、その旨を開示申出人及び当該第三者に通知する。</u></p> <p>4(1) <u>最高裁判所は、1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、情報公開・個人情報保護審査委員会（以下「委員会」とい</u></p> |
|--|---|

| | |
|------|--|
| [削除] | <p>う。)に諮詢する。</p> <p>(2) (1)による諮詢は、当該苦情の申出がされた日から原則として30日以内に行うものとする。</p> |
| [削除] | <p>5 最高裁判所は、1の(1)の苦情の申出がされた場合において、当該苦情の申出に係る保有個人情報について全部を開示等をすることが相当であると判断したときは、4にかかわらず、委員会に諮詢することを要しない。ただし、第4の7の(1)により意見を求められた第三者から当該保有個人情報の開示に反対する意見が提出されているときを除く。</p> <p>6 4により委員会に諮詢したときは、最高裁判所は、その旨を次に掲げる者に対し通知する。</p> <p>(1) 1の(1)又は(2)の苦情の申出をした者 (以下「苦情申出人」という。)</p> <p>(2) 開示等申出人(開示等申出人が苦情申出人である場合を除く。)</p> <p>(3) 第4の7の(1)により意見を求められ、開示の申出があった保有個人情報の開示に反対する意見を提出した第三者(当該第三者が苦情申出人である場合を除く。)</p> |
| [削除] | <p>7 (1) 最高裁判所は、1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、下級裁判所に対し、当該下級裁判所がした原判断の当否について判断するために必要な資料等(委員会から提示又は提出を求められた資料等を含む。)の提出を求めることができる。</p> <p>(2) 最高裁判所は、1の(1)及び(2)の苦情の申出がされたときは、第三者に対し、第4の7の(1)により意見を求めることができる。</p> |
| [削除] | <p>8 最高裁判所は、委員会から4による諮詢に対する答申を受けたときは、当該答申を尊重して1の判断を行う。</p> |
| [削除] | <p>9 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を6の(1)及び(3)に掲げる者に対し通知する。</p> |
| [削除] | <p>10 1の(1)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したと</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>[削除]</p> | <p><u>きは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>開示等の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を6の(1)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者(開示に反対する意見を提出した者に限る。)に対し通知した上で、開示等申出人に対し、第4の6の(1)若しくは(2)、第5の3の(1)若しくは(2)、又は第6の3の(1)若しくは(2)の通知を行うとともに、苦情の申出に係る保有個人情報のうち、開示等をすることが相当であると判断した部分の開示等をするものとする。</u></p> <p>(2) <u>開示等の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応</u></p> <p>ア <u>最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を6の(1)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者(開示に反対する意見を提出した者に限る。)に対し通知する。</u></p> <p>イ <u>当該下級裁判所は、アのは是正の指示に従い、開示等申出人に対し、第4の6の(1)若しくは(2)、第5の3の(1)若しくは(2)、又は第6の3の(1)若しくは(2)の通知を行うとともに、苦情の申出に係る保有個人情報のうち、開示等をすることが相当であると判断した部分の開示等をするものとする。</u></p> <p>1.1 <u>1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当であると判断したときは、最高裁判所は、その旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者(開示に反対する意見を提出した者に限る。)に対し通知した上で、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。</u></p> <p>(1) <u>開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、開示申出人に対し、原判断のとおり開示するものとする。ただし、開示の実施後の苦情の申出である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>開示の申出を受けた裁判所が下級裁</u></p> |
|-------------|--|

| | |
|-------------|---|
| | <p><u>判所である場合 最高裁判所は、当該下級裁判所に対して原判断のとおり開示するよう指示し、当該下級裁判所は、開示申出人に対し、原判断のとおり開示するものとする。ただし、開示の実施後の苦情の申出である場合は、この限りでない。</u></p> |
| <p>[削除]</p> | <p><u>1 2 1の(2)の苦情の申出がされた場合において、原判断が相当でないと判断したときは、各裁判所は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める対応を行う。</u></p> <p>(1) 開示の申出を受けた裁判所が最高裁判所である場合 最高裁判所は、原判断を是正する旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に通知した上で、開示申出人に対し、第4の6の(1)又は(2)の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。</p> <p>(2) 開示の申出を受けた裁判所が下級裁判所である場合 次に掲げる対応</p> |
| | <p>ア 最高裁判所は、当該下級裁判所に対し、是正の指示を行うとともに、その旨を6の(1)、(2)及び(3)に掲げる者並びに7の(2)により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）に対し通知する。</p> |
| <p>[削除]</p> | <p>イ 当該下級裁判所は、アのは是正の指示に従い、開示申出人に対し、第4の6の(1)又は(2)の通知を行う。原判断の一部が相当でないと判断した場合において、開示が実施されていない部分が存在するときは、開示申出人に対して当該部分を開示するものとする。</p> |
| <p>[削除]</p> | <p><u>1 3 9から12までの対応は、委員会から答申を受けた日から原則として30日以内に行うものとする。</u></p> |
| | <p><u>1 4 裁判所の事務を混乱又は停滞させることを目的とする申出等、その苦情の申出が開示等の本来の目的を著しく逸脱する申出と認められる場合には、その申出に対</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(削除)</p> <p>第 9 ~ 第 10 (略)</p> <p><u>付記</u></p> <p>1 この改正は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。</p> <p>2 この改正による改正後の平成 27 年 7 月 1 日から実施の「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」記第 4 から第 6 までの定めは、この改正の実施の日以後にされた保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の申出について適用し、同日前にされた開示、訂正及び利用停止の申出については、なお従前の例による。</p> | <p>応しないことができる。</p> <p>15 苦情の申出に係る受付その他の実施に関する事務は、開示等の申出を受けた裁判所の別にかかわらず、最高裁判所事務総局秘書課が行う。</p> <p>第 9 ~ 第 10 (略)</p> |
|--|---|